



平成19年8月22日

各 位

会 社 名 ミヤチテクノス株式会社
代表者名 代表取締役社長 田 尻 康
(コード番号 6885 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役執行役員常務 古 越 周
管 理 本 部 長
(TEL. 03-5246-6700)

ストックオプションとして新株予約権を発行する件に関するお知らせ

当社は、平成19年8月22日開催の取締役会において会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、ストックオプションとして当社の取締役、執行役員および従業員ならびに当社の子会社の取締役および執行役員に対して新株予約権を発行するにあたり、募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき平成19年9月27日(木)開催の第36回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由
当社の取締役、執行役員および従業員ならびに当社の子会社の取締役および執行役員の意欲や士気を高めることを目的として、下記2. に定めるとおり、新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しないものといたします。なお、下記2. (6) に定めるとおり、その行使に際して出資される財産の価額は時価を基準とした額としております。
2. 新株予約権発行の要領
 - (1) 新株予約権の割り当てを受ける者
当社の取締役、執行役員および従業員ならびに当社の子会社の取締役および執行役員
 - (2) 新株予約権の目的である株式の総数
新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は200,000株とする。なお、新株予約権の目的である株式の総数は、200,000株を上限とし、下記(4)により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に前記記載の新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。
 - (3) 発行する新株予約権の総数
2,000個を上限とする。このうち、取締役に割り当てる新株予約権の個数は360個を上限とする。(新株予約権1個当たり普通株式100株)
 - (4) 付与株式数の調整
本総会決議の日後に、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
 - (5) 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否
新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しない。
 - (6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使により交付を受けることが出来る株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に当該新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)における東京証券取引所の当社株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権の割当日の終値(取引が成立しない

場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、新株予約権の割当日の終値とする。

(7) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権にかかる募集事項を決定する取締役会決議の日後2年を経過した日から5年間とする。

(8) 新株予約権の行使の条件

(イ) 新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役、執行役員および従業員ならびに当社の子会社取締役および執行役員であることを要する。ただし、当社または当社の子会社の取締役および執行役員が任期満了により退任した場合、当社の従業員が定年により退職した場合、当社および子会社間で転籍した場合、その他、当社が取締役会の決議をもって正当な理由のあるものと特に認めた場合にはこの限りではない。

(ロ) 新株予約権の譲渡、質入れその他の担保設定は認めない。

(ハ) その他新株予約権の割当てに関する条件については、本総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する契約に定める。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(イ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

(ロ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記(イ)記載の資本金等増加限度額から上記(イ)に定める資本金の額を減じた額とする。

(10) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(11) 新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議の決定がなされた場合)は取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(12) 新株予約権の目的である株式の数および行使価額の調整

(イ) 新株予約権発行後に当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により、上記(2)に定める新株予約権の目的である株式の数および上記(3)に定める新株予約権1個当たりの株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(ロ) 新株予約権発行後に当社が時価を下回る時価で新株を発行する場合、次の算式により、上記(6)に定める行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げる。ただし、新株予約権の行使および公正発行価額による公募増資の場合は、この限りではない。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払い込み金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

また、新株予約権発行後に当社が株式分割または株式併合を行う場合、行使価額を分割または併合の比率に応じて比例的に調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げる。上記のほか、割当日後行使価格の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で適切に調整する。

(注) 上記の内容については、本総会において、第5号議案「取締役に対するストックオプション報酬額および内容決定の件」が承認可決されることを条件といたします。

以上